

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の2の規定により第1種大麻草採取栽培者の免許</u>（以下単に「免許」という。）を受けようとする者が提出する申請書には、<u>省令第1条の2各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第11条に規定する栽培地の盗難の防止のための措置並びに所有する麻薬（法第10条第1項第3号に規定する麻薬をいう。以下同じ。）及び大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を保管する設備を明らかにする書類</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 <u>省令第1条の2第1号及び第3号に規定する略歴を記載した書類は、別記第1号様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第1条の2第4号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。</u></p> <p>(<u>第1種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出</u>)</p> <p>第3条 <u>法第6条第3項の規定による第1種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第3号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 知事は、前項の届出があつたときは、免許証を書き換えて当該<u>第1種大麻草採取栽培者</u>に交付するものとする。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(<u>譲渡しの届出</u>)</p> <p>第10条 <u>法第12条の8第3項の規定による譲渡しの届出は、別記第10号様式によるものとする。</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の規定により大麻草採取栽培者の免許</u>（以下単に「免許」という。）を受けようとする者が提出する申請書には、<u>省令第1条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>栽培地の平面図及び堅固な柵の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「柵の設置その他の措置」という。）の概要図</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>その営んでいる業務又は営もうとする業務において大麻草の繊維又は種子を必要とする者であることを明らかにする書類</u></p> <p>2 <u>省令第1条第1号及び第3号に規定する略歴を記載した書類は、別記第1号様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>省令第1条第4号に規定する医師の診断書には、覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。</u></p> <p>(<u>大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出</u>)</p> <p>第3条 <u>法第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出をしようとする者は、別記第3号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 知事は、前項の届出があつたときは、免許証を書き換えて当該<u>大麻草採取栽培者</u>に交付するものとする。</p> <p>第9条 (略)</p>

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める構造設備基準は、大麻草の栽培地に盗難の防止のための措置が講じられていることとする。

(変更の届出)

第12条 第1種大麻草採取栽培者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 盗難の防止のための措置
- (2) 所有する麻葉及び大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を保管する設備

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第11号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、盗難の防止のための措置を明らかにする書類
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、所有する麻葉及び大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を保管する設備を明らかにする書類

第13条 (略)

第3号様式 (第3条関係)

第1種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届 (略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第4号様式 (第4条関係)

第1種大麻草採取栽培者免許証	
免許証の番号 第 号 免許年月日 年 月 日	
第1種大麻草採取栽培者	
(略)	
大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた第1種大麻草採取栽培者であることを証明する。	
(略)	

第5号様式 (第5条関係)

第1種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書 (略)	
免許証の番号	(略)

(構造設備基準)

第10条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、大麻草の栽培地の構造設備が次に定めるところに適合するものであることとする。

- (1) 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。
- (2) 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。

(変更の届出)

第11条 大麻草採取栽培者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 柵の設置その他の措置
- (2) 大麻を保管する設備

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第10号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、柵の設置その他の措置の概要図
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、大麻を保管する設備の概要図及びその位置を示す図面

第12条 (略)

第3号様式 (第3条関係)

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届 (略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第4号様式 (第4条関係)

大麻草採取栽培者免許証	
登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日	
大麻草採取栽培者	
(略)	
大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた大麻草採取栽培者であることを証明する。	
(略)	

第5号様式 (第5条関係)

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書 (略)	
登録番号及び	(略)

及び免許年月 日	
(略)	

第6号様式 (第6条関係)

第1種大麻草採取栽培者免許証返納届 (略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第7号様式 (第7条関係)

(略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第8号様式 (第8条関係)

(略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	

第9号様式 (第9条関係)

大麻等事故届 (略)	
免許証の番号 及び免許年月 日	(略)
(略)	
業務上大麻等 を取り扱う事 務所の位置	(略)
事故が生じた 大麻等	(略)
(略)	
(略)	

第11号様式 (第12条関係)

第1種大麻草採取栽培者変更届 (略) 下記のとおり変更したので、新潟県大麻草の 栽培の規制に関する法律施行細則第12条第1項 の規定により届け出ます。 (略)	
免許証の番号	(略)

登録年月日	
(略)	

第6号様式 (第6条関係)

大麻草採取栽培者免許証返納届 (略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第7号様式 (第7条関係)

(略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第8号様式 (第8条関係)

(略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	

第9号様式 (第9条関係)

大麻事故届 (略)	
登録番号及び 登録年月日	(略)
(略)	
業務上大麻を 取り扱う事務 所の位置	(略)
事故が生じた 大麻	(略)
(略)	
(略)	

第10号様式 (第11条関係)

大麻草採取栽培者変更届 (略) 下記のとおり変更したので、新潟県大麻草の 栽培の規制に関する法律施行細則第11条第1項 の規定により届け出ます。 (略)	
登録番号及び	(略)

及び免許年月 日		登録年月日	
(略)		(略)	
注 第1種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変 更以外の変更について届け出ること。		注 大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更以外 の変更について届け出ること。	

第2条 新潟県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。
別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式（第10条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">大 麻 等 譲 渡 届</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">新潟県知事 様</p> <p style="margin: 5px 0;">住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="margin: 5px 0;">届出義務者続柄 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり大麻等を譲り渡したので、大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の8第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>			
譲渡人	免許期間満了等の前の免許証の番号及び免許年月日	第 号 年 月 日	
	大麻等を業務上取り扱っていた場所	所 在 地	郡 町 市 村 大字 番地
		名 称	
	届出義務者	住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）			
譲渡した大麻等	品 名	数 量	
譲 渡 年 月 日		年 月 日	
譲受人	免許証の番号及び免許年月日	第 号 年 月 日	
	免 許 の 種 類		
	大麻等又は麻薬研究施設の所在場所	所 在 地	郡 町 市 村 大字 番地
		名 称	
大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者	住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）		
譲 渡 し の 理 由			

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。